

令和5年度

第5次沼津市男女共同参画基本計画
実施状況報告書

沼津市政策推進部地域自治課

沼津市男女共同参画推進委員会は、沼津市男女共同参画推進条例第17条に基づき、第5次沼津市男女共同参画基本計画に掲げる事業の取組状況等について調査を実施した。

その取組状況等について、同委員会の意見を付し、同条例第14条に基づき報告する。

1. 調査・報告の概要

(1) 第5次沼津市男女共同参画基本計画について

第5次沼津市男女共同参画基本計画は、少子高齢化による人口減少社会の進行、非正規労働者の増加、家族構成の多様化や新たな社会問題など、時代の潮流とともに変化する社会環境のなかで、支援を必要とする方を誰一人取り残すことなく、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく心豊かに生活することができる男女共同参画社会の実現のため、本市における男女共同参画に係る取組の一層の推進を目的として策定されたものである。

同計画は、沼津市男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念に基づき、10の基本的施策及び27の施策の方針により構成され、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間として95の事業を展開している。各事業の毎年度の取組状況等については、事業所管課にて自己評価するとともに、有識者及び公募市民等で構成される沼津市男女共同参画推進委員会が調査及び審議する。

(2) 調査対象

第5次沼津市男女共同参画基本計画 事業所管課：34課 事業数：95事業

(3) 調査実施日

	開催日	調査・審議対象	
第1回	令和6年8月14日	10課	29事業
第2回	令和6年8月15日	20課	44事業
第3回	令和6年8月19日	4課	22事業

(4) 調査方法

各事業所管課から提出された調査票をもとに、沼津市男女共同参画推進委員会がヒアリングを実施し、客観的な立場から基本理念に沿った取組がなされているか調査及び審議し、必要な助言等を行った。

(5) 報告書の形式

各事業所管課による「取組状況」及び「事業実績」の自己評価について、基本的施策の単位で集計して評価値の内訳を示すとともに、全体の取組状況等に対する沼津市男女共同参画推進委員会の総評及び各事業の取組状況等に対する同委員会委員からの主要な意見を記載した。

2. 事業所管課による自己評価

(1) 概要

取組状況の自己評価は、A評価が27件で対前年度3件の増、B評価が65件で対前年度1件の減、C評価が2件で対前年度2件の減、D評価が1件で対前年度増減なしであった。

事業実績の自己評価は、A評価が12件で対前年度2件の増、B評価が78件で対前年度増減なし、C評価が5件で対前年度2件の減であった。

○沼津市男女共同参画施策実施状況まとめ

基本目標	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
基本的施策 1	16	8	8	0	0	3	13	0	14
基本的施策 2	9	2	7	0	0	1	8	0	9
基本的施策 3	9	2	6	1	0	0	9	0	8
基本的施策 4	6	2	4	0	0	1	4	1	6
基本的施策 5	5	2	3	0	0	1	3	1	5
基本的施策 6	9	2	6	1	0	2	7	0	6
基本的施策 7	16	8	8	0	0	3	11	2	15
基本的施策 8	10	0	9	0	1	0	9	1	8
基本的施策 9	12	1	11	0	0	1	11	0	11
基本的施策 10	3	0	3	0	0	0	3	0	3
令和5年度 全体評価	95	27	65	2	1	12	78	5	85
(参考) 令和4年度 全体評価	95	24	66	4	1	10	78	7	85
(参考) 令和3年度 全体評価	95	17	68	7	3	9	69	17	85

※具体的施策数 85 のうち、1つの施策に対し複数の事業を行う場合があり、事業数は 95 となる。

○取組状況の自己評価まとめ（対前年度）

	令和5年度		令和4年度		増減	
	評価数	構成比	評価数	構成比	評価数	構成比
A	27	28.4%	24	25.2%	+3	+3.2ポイント
B	65	68.4%	66	69.5%	-1	-1.1ポイント
C	2	2.1%	4	4.2%	-2	-2.1ポイント
D	1	1.1%	1	1.1%	0	0
合計	95	100%	95	100%	0	0

○事業実績の自己評価まとめ（対前年度）

	令和5年度		令和4年度		増減	
	評価数	構成比	評価数	構成比	評価数	構成比
A	12	12.6%	10	10.5%	+2	+2.1ポイント
B	78	82.1%	78	82.1%	0	0
C	5	5.3%	7	7.4%	-2	-2.1ポイント
合計	95	100%	95	100%	0	0

(2) 基本的施策ごとの自己評価

凡 例	
取組状況	A : 計画どおり取組ができた B : 概ね計画どおり取組ができた C : 取組が不十分であった D : 取組ができなかった
事業実績	A : 想定以上の実績 B : 想定どおりの実績 C : 想定以下の実績

基本的施策1 男女の人権と性を尊重する教育の充実									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1) 人権を尊重するための意識啓発	2	1	1	0	0	1	1	0	2
(2) 教育・保育の場での人権尊重に関する教育の充実	3	1	2	0	0	0	3	0	3
(3) 多様な性のあり方の尊重	6	4	2	0	0	2	4	0	4
(4) 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供	5	2	3	0	0	0	5	0	5
令和5年度実績	16	8	8	0	0	3	13	0	14
前年度実績	16	8	8	0	0	3	13	0	14
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0	14

基本的施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(5) セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進	3	1	2	0	0	1	2	0	3
(6) 被害者への相談体制の充実と自立支援	6	1	5	0	0	0	6	0	6
令和5年度実績	9	2	7	0	0	1	8	0	9
前年度実績	9	2	7	0	0	1	8	0	9
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0	9

基本的施策3 男女の生涯にわたる良好な健康づくりの支援									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(7) 生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりの支援	4	2	2	0	0	0	4	0	4
(8) 高齢者・障害のある人等の社会参加支援	5	0	4	1	0	0	5	0	4
令和5年度実績	9	2	6	1	0	0	9	0	8
前年度実績	9	0	8	1	0	1	8	0	8
対前年度増減	0	+2	-2	0	0	-1	+1	0	0

基本的施策4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(9)市の審議会等への女性の参画拡大	2	1	1	0	0	1	1	0	2
(10)市役所・教育の場における女性の積極的登用	2	0	2	0	0	0	2	0	2
(11)企業・各種団体における女性の積極的登用	2	1	1	0	0	0	1	1	2
令和5年度実績	6	2	4	0	0	1	4	1	6
前年度実績	6	1	5	0	0	1	5	0	6
対前年度増減	0	+1	-1	0	0	0	-1	+1	0

基本的施策5 社会における女性の活躍推進									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(12)地域活動における女性の参画拡大	2	1	1	0	0	1	1	0	2
(13)女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援	3	1	2	0	0	0	2	1	3
令和5年度実績	5	2	3	0	0	1	3	1	5
前年度実績	5	1	4	0	0	2	3	0	5
対前年度増減	0	+1	-1	0	0	-1	0	+1	0

基本的施策6 家庭における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(14)家庭における男性活躍と心豊かな暮らしの実現	9	2	6	1	0	2	7	0	6
令和5年度実績	9	2	6	1	0	2	7	0	6
前年度実績	9	3	5	1	0	0	8	1	6
対前年度増減	0	-1	+1	0	0	+2	-1	-1	0

基本的施策7 職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(15)職場での男女共同参画意識の醸成と男女平等の促進	3	1	2	0	0	1	2	0	3
(16)女性活躍に理解ある事業所の取組推進	3	2	1	0	0	0	3	0	3
(17)個人の能力が発揮できる雇用施策・労働環境整備の促進	6	3	3	0	0	1	3	2	5
(18)男性の働き方と職場風土の改革	4	2	2	0	0	1	3	0	4
令和5年度実績	16	8	8	0	0	3	11	2	15
前年度実績	16	8	8	0	0	2	12	2	15
対前年度増減	0	0	0	0	0	+1	-1	0	0

基本的施策8 教育の場における男女共同参画の推進									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(19)教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成	5	0	5	0	0	0	5	0	3
(20)多様な選択を可能にするキャリア教育の推進	5	0	4	0	1	0	4	1	5
令和5年度実績	10	0	9	0	1	0	9	1	8
前年度実績	10	0	7	2	1	0	7	3	8
対前年度増減	0	0	+2	-2	0	0	+2	-2	0

基本的施策9 地域における男女共同参画の推進									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(21)地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大	3	0	3	0	0	1	2	0	3
(22)NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援	2	0	2	0	0	0	2	0	2
(23)男女共同参画社会に向けた地域環境整備	4	1	3	0	0	0	4	0	3
(24)男女のニーズを捉えた防災対策の推進	3	0	3	0	0	0	3	0	3
令和5年度実績	12	1	11	0	0	1	11	0	11
前年度実績	12	1	11	0	0	0	11	1	11
対前年度増減	0	0	0	0	0	+1	0	-1	0

基本的施策10 国際協調に基づく男女共同参画の推進									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(25)男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(26)多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(27)在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実	1	0	1	0	0	0	1	0	1
令和5年度実績	3	0	3	0	0	0	3	0	3
前年度実績	3	0	3	0	0	0	3	0	3
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 総評

第5次沼津市男女共同参画基本計画の令和5年度における実施状況等について、沼津市男女共同参画推進委員会を代表して意見を申し上げます。

本委員会の事業ヒアリングは、委員と担当課の職員が直接対面し、事業進捗状況を伺いながら、年度単位で本市の男女共同参画の推進を確認し合う場であり、全担当課に対し実施することが特徴であります。そのため、ヒアリング当日はさることながら、担当課の調査票作成や委員による事前確認など相応の時間と労力を必要とします。

しかし、そうした時間と労力を費やしても、この事業ヒアリングを例年実施することは、①計画全体の実効性ある推進体制の確立、②各事業担当課の個々の事業目的の再確認及び直接的な緊張感あるコミュニケーションによる効果的な実施に向けた取組姿勢の喚起、③推進委員各自の本計画及び個別事業の意義、推進方法、評価方法への理解深化、といった諸点から見て、きわめて意味ある調査事業と考えられます。

そのような諸点に鑑みて、今回の事業ヒアリングの結果から、令和5年度における本計画の実施状況は、まず①計画全体について、概ね実効性ある推進体制が確立でき、各事業も大半は順調に実施できていると総合的に評価することができます。また、改めて気づかされることは、多くの事業があるなかで、複数の事業を所管する担当課は、それだけ計画全体のなかで担う役割が大きく、担当する事業はいずれも重要度が高いということであります。本委員会の調査事業の中核として、ヒアリングの時間をかけてしっかりとした質疑応答に努め、特に複数の事業を所管する担当課に男女共同参画の推進に取り組んでいただくことが重要であることを再認識いたしました。

次に②については、各事業の担当課の多くは、本計画の目的をよく理解し、自己評価の根拠の明確化が達成できていると感じました。振り返って、事業ヒアリングを始めた当初のことですが、調査票の記入内容は現在と比べて見劣りするところが散見され、ヒアリングにおいては、1から男女共同参画の視点で事業内容を整理する必要が生ずることもありました。この点は、まだ一部の担当課において調査票作成時点での詳しい記載が欲しいと感じるところもあり、また、ヒアリングにおいて毎年同様の質疑応答が繰り返されるなど、担当課の一層の工夫が求められる事業も若干認められますが、全体的には年数や会数を重ねる度に、調査票の記載内容やヒアリングでの説明は、より丁寧になり充実してきています。

さらに③については、②に関連して担当課が丁寧に取り組むことで円滑な審議が行え、各委員の専門分野の見地からの的確な質問や意見が増加しました。また、前年度に引き続き一部の委員から事業全体にわたって多角的な視点からの質問や意見が示されたことで、推進委員全体の新たな学びや気づきにつながり、本計画及び個別事業の意義、推進方法、評価方法への理解はより一層深まったと言えます。これらを受けて、各事業の意義と実施状況に対し、核心に迫る質疑応答ができたことは、本来の目的に大いに適う事業ヒアリングが実施できたものと評価できます。

全体を通して、本市の事業は着実に進捗していると感じる一方で、成果が表れない、あるいは数字が下がってきている事業も見受けられ、担当課の苦勞が伺えました。担当課においては、困難な状況にある事業であればこそ、委員の皆様方のアイデアやアドバイスを積極的に取り入れ、更なる工夫をもって前進させていくことを期待します。また、委員の皆様方においては、日常的にそれぞれの取組に関心を持ち、随時に意見を出していただき、弾力的に見直しを図れるよう協力をお願いいたします。

令和5年度は、第5次沼津市男女共同参画基本計画の計画期間の中間の年度にあたります。計画に沿って3年間にわたり個別事業を推進してきたなかで、成果指標の目標値だけでなく、事業内容そのものの抜本的な見直しが必要な事業も複数見つかってまいりました。ただし、計画に位置付け

た各事業については、必ずしも目標達成に邁進するだけでなく、5年間一貫した取組を継続することにより、担当課の事務事業の根底に男女共同参画の視点を意識付けすることもまた意義深く、現計画内での拙速な見直しは避けるべきものと考えられます。その点において、今回のヒアリングは、次期計画のなかで類似の事業を実施する際の成果指標や目標値の設定について担当課で練り直す機会にもなったと評価できます。次期計画では、今回の議論に端を発し、市全体において柔軟な発想で取組が模索され、更に実効性のある自己評価の方法が提案されることを期待します。

終わりに重ねて強調いたしますが、事業ヒアリングは、担当課が進捗管理力を身につける場であるとともに、各専門分野から選出された委員にとっては男女共同参画の実践を知り学ぶ場でもあります。引き続き、沼津市男女共同参画推進委員会を通じて市民と行政が一体となって本市の男女共同参画を効果的に推進し、取組が更に充実し発展することを期待して総評といたします。

沼津市男女共同参画推進委員会
委員長 犬塚 協太

4. 委員会の意見

各事業の取組状況等に対する委員からの主要な意見は次のとおりである。

なお、特段の意見がなかった事業は、記載しない。

【基本的施策1】男女の人権と性を尊重する教育の充実

(1) 人権を尊重するための意識啓発

施策番号1 人権相談の実施（生活安心課・市民相談センター）

- ・女性や性的マイノリティに関する人権問題は、非常に重要な課題であるので重点化して取り組んでいただきたい。

施策番号2 人権尊重の意識啓発（地域自治課）

- ・アニメ「ラブライブ！サンシャイン！！」（以下、「ラブライブ」という。）を利用して、市を活性化していくことは良いことであるが、女性キャラクターの扱いが女性をアイキャッチャーにしたものを感じる。女性キャラクターの扱いについては、今一度検討いただきたい。
- ・ラブライブが有効に活用できるコンテンツの一つであることは間違いないので、活用をしつつも、ラブライブばかりに頼ることなく、新たに全国的な注目を集めるコンテンツの発掘に努めてほしい。

(2) 教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実

施策番号3 人権教育（保育の場）（こども未来創造課）

- ・児童発達支援センターみゆきと他の保育所との保育交流について、こどもたちの情操教育という点において、より多くのこどもたちが触れ合えるよう、受け入れ先の保育所や回数を増やせると良い。

施策番号5 人権教育（教職員）（教職員研修センター）

- ・教職員がこども一人一人を大切にすることについて、経験豊富な教職員は、多人数教育に慣れるなかで見失いがちな視点ではないか。その点を踏まえて、特に管理職、中堅の教職員に対する研修の中で重点的に取り組んでいただきたい。
- ・男女共同参画を主要なテーマとした研修を実施いただきたい。ワーク・ライフ・バランス関連については、教育界だけでなく、社会全体で大きな課題であることから、様々な職階ごとの研修で触れられると思う。とりわけ管理職世代には、ワーク・ライフ・バランスの重要性を伝えていく必要がまだあると考えている。教職員自身や、教職員間のことだけでなく、こどもたちに対する人権教育、進路指導にあたっては性の多様性、ジェンダー平等は重要な要素であるので、研修の中で取り上げていただきたい。

(3) 多様な性のあり方の尊重

施策番号7 妊娠・出産に関する支援（健康づくり課）

- ・パパママ教室について、様々な夫婦の形があるなかで単身でも参加しやすい講座とするのであれば、目標値を夫婦参加率100%から変更しても良いのではないかと。
- ・産後すぐの子育てにおいて、産前に得た知識と現実とのギャップに苦しむケースがあるので、産後すぐの講座があると良い。例えば、既存の離乳食の講座について、産後でも参加できるようにしてはどうか。離乳食については、産後にリアルに直面したときにも勉強できる機会があると良い。
- ・生後3～4か月の子を有する世帯を対象にした育児教室は平日開催となっており、休日の開催も検討いただきたい。

施策番号8 性教育・性の尊重と支援体制の確立（教育の場）（健康づくり課）

- ・望まない妊娠を防ぎ、自身のライフプランを考えるための教育について、幼稚園ないし小学校といった、他の異性と触れ合う機会が発生する時期から、年齢に応じて段階的に啓発が必要ではないか。
- ・包括的性教育の観点から、なるべく早い段階から年齢に応じて教育していくことが推奨される動きがあるので認識いただきたい。
- ・企画にあたっては、学校と連携することも考えられるが、学校現場は働き方改革を進めており、新しい授業を加えることが難しい。また、性教育の範囲は指導要領などの制約を受ける可能性があることから、必ずしも学校と連動しない形で柔軟に企画することを検討してほしい。

施策番号9 市窓口における多様な性に対する配慮（市民課・国民健康保険課）

- ・多様な性に配慮した窓口対応について、末端の職員にも遺漏のないよう周知徹底いただき、平時からの取組をお願いしたい。

（4）男女共同参画推進のための情報発信・情報提供

施策番号13 水産業における男女共同参画の情報発信（水産海浜課）

- ・漁協の女性職員等への支援について、性別に関係なく、1人ひとりの人間として面談の機会を設けるなど、個人に対してのケアをお願いしたい。

施策番号14 図書館からの男女共同参画の情報発信（市立図書館）

- ・男女共同参画をテーマにした図書コーナーの設置について、啓発活動は相手に伝わっているのか確認することが必要である。何らかの方法でフィードバックを得て啓発効果を確認する取組を検討いただきたい。
- ・県の男女共同参画センター「あざれあ」や他自治体の女性会館などのジェンダーに特化した図書機能を有する施設の取組事例を研究し、市の公共図書館として取り組めるものがないか検討してほしい。

【基本的施策2】女性に対するあらゆる暴力の根絶

（5）セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進

施策番号15 女性への暴力防止啓発や防止情報の発信（社会福祉課）

- ・生理の貧困対策としての生理用品の配布について、学校は潜在的ニーズが高いと思われるので、地域の学校との連携を検討していただきたい。また、配布方法についても、トイレに設置してアプリを操作すると自動で出てくるとか、公共施設に配置して申出の必要なく自由に取れるというような事例があるので参考にしていきたい。

施策番号16 セクハラ・マタハラ等の防止（市役所）（人事課）

施策番号17 セクハラ・マタハラ等の防止（教育の場）（学校教育課）

- ・ハラスメントは、声を上げにくい性質があるので、注視してフォローアップに努めてほしい。

（6）被害者への相談体制の充実と自立支援

施策番号20 DV等の被害者への適切な対応（医事課）

- ・引き続きCPT協議を重ねて横断的に連携し、充実した対応を推進していただきたい。

施策番号21 児童虐待に関する相談体制の充実と連携強化（こども家庭センター）

- ・目標値を相談の取扱件数とされているが、分科会やネットワーク会議を重ねて、虐待のある家庭やひとり親世帯が相談しやすい環境を整える努力をされており、これらを成果指標とするなど、目標値を変更したほうが良いのではないか。

【基本的施策3】男女の生涯にわたる良好な健康づくりの支援

(7) 生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援

施策番号24 性差に配慮した健診事業の実施（健康づくり課）

- ・若年層の特定健診の受診率を高める取組をお願いしたい。
- ・乳幼児健診について、小さいこどもは突発的な発熱などが頻繁にあり、予期せぬ有給休暇をとる確率が高いため、健診日も有給休暇を取るとなると有給休暇がたりない実情がある。休日を含めた選択性の仕組みはできないか検討いただきたい。

施策番号25 性差に配慮した各種スポーツ教室の開催（ウィズスポーツ課）

- ・地域体力づくり教室について、男性の参加を促す取組が必要である。夫婦での参加を促すなど工夫してほしい。

施策番号27 博物館等での女性活躍等の紹介（文化振興課）

- ・歴史民俗資料館の生活体験は、要望があった学校だけ実施しているとのことだが、要望の有無に関わらず必ず実施するという方針はとれないか。少なくとも、全学校への細やかな案内をお願いしたい。
- ・歴史民俗資料館のような史料を扱うところで提示いただきたいことは、かつての日本では女性も男性と同じように外で働いていたが、ある時期から家内労働が中心になり、今我々が乗り越えるべき課題となっているということである。決して日本の歴史の中で女性が外で働いてなかったわけではないということ。家内労働だけでなく生産労働をしていたということは何らかの形で伝えて欲しい。

(8) 高齢者・障害のある人等の社会参加支援

施策番号28 生涯学習講座・イベントの開催（生涯学習課）

- ・学校教育に高齢者のマンパワー活用していくことについて、前向きに検討をお願いしたい。

施策番号29 高齢者に対する生活や活動支援（長寿福祉課）

- ・高齢者の人口が増えている一方で、共働きの世代も増えている。高齢者の方々に学校行事やPTA活動に協力いただけるような、働きかけを検討いただきたい。
- ・高齢者の生きがいづくり・健康づくりのための教室について、男性の参加を促す工夫をお願いしたい。

【基本的施策4】政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(9) 市の審議会等への女性の参画拡大

施策番号32 市の審議会等への女性の登用促進（地域自治課）

施策番号33 政策・方針決定の場に参画する女性の人材育成（地域自治課）

- ・審議会委員への女性登用について、セミナーで意識啓発するだけでは十分でない。既存組織の活動方法への働きかけも検討してほしい。
- ・人材育成の基本としてセミナーを開催されるが、その後に審議会委員への女性の参画、更には女性議員の立候補につなげていくには、いくつかの段階があり一足飛びには進まない。地道に講座を開催していくと同時に、次のステップへのつなぎ方が大事である。その点を意識した取組を具体的な形にしてほしい。
- ・政治分野に関していうと、議員の方々と協力して、市民に女性の政治参画への関心を持っていただく取組を別途に考える必要がある。議員の方々と連携をとった取組を模索してほしい。
- ・女性の市議会議員の方から議員の仕事について楽しい話を提供いただけたら、女性は関心を持つと思う。

- ・他の自治体で、首長と女性議員による座談会が開催された事例がある。女性議員がなぜ増えないのか、その原因を踏まえて、どういう取組が必要かということ率直に語る場である。そのような方法もあるので参考にしてほしい。

(10) 市役所・教育の場における女性の積極的登用

施策番号34 女性職員の管理職への登用促進（市役所）（人事課）

- ・会計年度職員（事務補助員）における性別の割合が女性に偏っていることについて、深刻な課題である。官民間問わず、非正規は圧倒的に女性が多いという日本の職場におけるジェンダー平等の問題がある。沼津市だけの問題ではなく、解決は難しいが、ジェンダー平等の面では最も大事な部分であるので、問題であることは認識いただきたい。
- ・市の女性管理職登用率は令和3年度から5年度にかけて年々下がっており、見過ごせない数字である。数字が増えないどころか減るといのは危機的な問題だと深刻に受け止めていただきたい。
- ・管理職の登用は、男女の性別を問わず能力や適性で判断しているとのことだが、この考え方は、男女共同参画推進が本格化して以降、女性管理職登用においてはマイナスだという認識が当たり前になってきた。能力や適性で判断するというのは、一見平等に見えるが、現状として男女の不均衡が生まれている。どうしたら女性管理職を増やせるか、増やせないことが不公正であり、公平性に欠けているという問題意識をもって、女性管理職を増やすためのポジティブアクションとして、意図して女性に特化した研修や能力開発の取組を検討するよう強く願う。
- ・家事育児をしながら管理職を務めるのは誰しもができることでない。女性管理職を増やす取組にあたっては、管理職の負担軽減、不必要な職務を除いていくことが必須と思うので、併せて検討いただきたい。
- ・いわゆるイクボス研修、仕事と家庭を両立しながら無理なく管理職の業務を務められるような働き方改革を管理職に特化して実施し、従来の管理職のロールモデルを決定的に変えることが必要である。

施策番号35 女性職員の管理職への登用促進（教育の場）（学校教育課）

- ・小中学校の教職員の男女比は半々程度であるが、管理職について、校長を例にとると男性が多く、偏りが見られる。管理職も男女半々となっていくのが理想である。
- ・女性の教職員が管理職にならない原因はどこにあるのか確認し、その原因を踏まえて女性の管理職を増やすために何ができるかという視点から、もう一步踏み込んだ取組をお願いしたい。

(11) 企業・各種団体における女性の積極的登用

施策番号36 女性の積極的登用のための学習・研修情報の提供（地域自治課）

- ・男女共同参画推進事業所認定制度について、啓発した成果が見えてこない、事業所も新たに取組もうと思わないのではないかと。男女共同参画に取り組むことのメリット、取り組まないことのデメリットについて、具体的な事例を示すことで取組が広がっていくと良い。全国の事例を集めて、どう伝えていくのか検討してほしい。

施策番号37 経営セミナー等の開催と労務制度の情報提供（商工振興課）

- ・評価指標について、セミナーへの参加人数ではなく、参加者からフィードバックを受けた満足度などを指標にされた方が実績として評価でき、次のセミナーに活かせるのではないかと。

【基本的施策5】社会における女性の活躍促進

(12) 地域社会における女性の参画拡大

施策番号38 女性や子育て世代のライフスタイルの情報発信（まちづくり政策課）

- ・まちなかの居住者数を指標とすることについて、取組が居住者減少の歯止めにつながっていない状況であり、ちぐはぐだと感じる。成果指標を変えてはどうか。
- ・LINK NUMAZU の取組に関連して、女性が魅力的に感じて、参加したいと思える企画をこれからも期待している。
- ・まちの活性化について、全国の成功事例をみると女性の活躍が大きいものがある。男女平等を意識して企画をされているが、女性に特化したイベントを行い、女性に多く参加いただけるように注力することも可能かと思う。男女共同参画の一環という立場では、そういった企画も検討いただきたい。
- ・理想となるまちづくりは、移り変わりの激しいところがあると思う。10年もたつと考え方が時代遅れになりがちである。新しい意見を取り入れて進めることを意識いただきたい。
- ・まちなかの居住者数だけを指標にすると人口を増やせばいいのかという話になりがちである。やはり人と人が交流して、住んでも、遊びに来て楽しいということがあって、まちなかが活性化するので、時代の先端をいく要素を取り入れて、中身を見直していくことが必要である。その点において、男女共同参画の立場から、従来の男性中心で決めていく方向ではない方向で、この事業が進んでいくべきでないか。併せて、若い世代に魅力のあるまちになっているかという視点も踏まえて、取り組んでいただきたい。

施策番号39 「地域づくり講座」の開催（地域自治課）

- ・防災と男女共同参画を組み合わせた講座は2重以上の効果がある良い取組である。昨今、地震も懸念されており、是非こどもを巻き込んで様々な地区で実施してほしい。
- ・防災のテーマは取り組みやすく、非常に重要な課題であるから、これをきっかけにして男女共同参画の必要性を理解いただくのは、1つの方法としては良い。一方で、防災ばかりに傾斜して、男女共同参画の方に関心がいかない懸念がある。他のテーマを導入にすることについて、地区の方から関心を持って提案されるようにしていくという課題がある。
- ・参加者は40～70代ということで若い人が少ない。若年層を取り込む方法を検討してほしい。
- ・自治会経由で参加を呼びかけると一定の年齢以上の方が多くなってしまふ。地域の幅広い層の住民に入っていただく形が取れてないことは課題である。地域の他の組織・団体から人を呼び込む工夫もできると考える。特に地域の学校と連携できると一気に若い世代が入ってくる可能性がある。また、地元密着型の企業に声をかけてみてはどうか。自治会だけでなく、地域の特性に応じた声かけを検討してほしい。

(13) 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援

施策番号40 女性起業家等に対する情報提供・支援（商工振興課）

- ・セミナーを開催したことが参加者の役に立って、活用されているかという視点で、事後アンケートなどで有用度を測ると良い。マッチングしても、すぐ辞めてしまったとならないように、その後のフォローアップも含めて、中身を評価する方向に変えていくようお願いしたい。

施策番号41 水産業における女性参画の推進（水産海浜課）

- ・深海魚の地産地消推進事業は、沼津の特色が出ている取組である。ぜひ継続して推進してほしい。

施策番号 4 2 女性農業者に対する支援（農林農地課）

- ・女性の就農者 0 人である。農業は大変な労働の割には利益を得にくく厳しいところがある。食べ物は人間を形作る大切なものであるので、新規就農者が出てくるような環境づくりをお願いしたい。
- ・他の自治体では女性だけの集団による無農薬野菜といったプレミアム感を出す事例もある。色々な方法を模索していただきたい。
- ・農産物に関わる女性として、例えばお茶であれば、茶道をしている方や販売店の方と意見交換することは効果的だと思う。活躍している女性を発掘してほしい。

【基本的施策 6】家庭における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

（1 4）家庭における男性活躍と心豊かな暮らしの実現

施策番号 4 3 家庭におけるケアワークでの男性活躍（地域自治課）

- ・家事育児に関する取組はされているが、介護に関する取組がされていない。事業の目的に位置付けた取組であるので、検討をお願いする。
- ・セミナーの開催において企画と集客は常につきまとう問題である。効果的な集客ができるような企画を検討してほしい。

施策番号 4 4 男性の育児への主体的参画の促進（こども未来創造課）

- ・子育て支援センターでのイベントについて、父親の参加率向上を図るよう取り組んでいただきたい。

施策番号 4 4 男性の育児への主体的参画の促進（市立図書館）

- ・読みメンの取組について、沼津も様々な国籍の方がいるため、外国語による開催も検討してみてもどうか。国際協会など関係団体に協力を呼びかけてみると良い。
- ・男性が参加することは意義深い。ぜひ事業を発展させていただきたい。外国語というところに囚われず、海外の絵本などを取り上げてみて、海外におけるジェンダーの認識について触れる機会をつくるのもいいかもしれない。

施策番号 4 5 介護知識等の学習機会の提供（長寿福祉課）

- ・老年期のセクシュアリティ又は同性介助の観点から、SOGI について適切なケアワークに落とし込むような研修を取り入れていただきたい。
- ・LGBTQ の方も多様であり、その方がどのような性自認や性的指向を持っているのか、組み合わせると色々なパターンがある。介護する側・される側の関係性は、それぞれの性のあり方によって固有の問題が出てくると思われる。行政として当事者や有識者にヒアリングをして具体的な事例を把握され、多様な性のあり方に配慮した対応が必要であることを確認してほしい。まずは、当事者・有識者の意見を聞けるような、機会作り・パイプ作りから始めていただきたい。

施策番号 4 6 介護支援体制と相談体制の充実（介護保険課）

- ・介護離職防止や介護休暇制度について具体的な相談がないということだが、情報発信を様々な方法で行えると良い。

施策番号 4 7 地産地消と食育の推進（健康づくり課）

- ・離乳食に関する講座は良い取組である。SNS では「映え」を意識したのが見られ、母親はプレッシャーを感じると思う。そういったことに囚われずに、食事は楽しいものだという観点で子どもと関わることの大切さを伝えてほしい。食育的な考えの始まりが離乳食であるということを講座の中で示していただくと良い。

- ・時間と労力をかけて行うことが母親にプレッシャーを与えるという観点は大事である。母親の負担にならないよう実施いただくことをお願いしたい。

施策番号48 「ぬまづ暮らし」の推進（まちづくり政策課）

- ・駅前のパークレットの設置について、定住人口の確保や協働のまちづくりの意識醸成という目的とのつながりがわかりにくい。
- ・物理的に空間をつくるというハード面のことだけでなく、空間を活用するというソフト面において、交流・滞留人口を増やすために、活用方法を探っている段階ではないか。長い目で見て、ある程度結果が出た段階で最終的に評価したい。ソフト面で様々な企画が出てくると、疑問が解消されていくかと思う。

【基本的施策7】職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

（15）職場での男女共同参画意識の醸成と男女平等の促進

施策番号49 子育て世代のワーク・ライフ・バランスの情報発信（広報課）

- ・広報ぬまづをはじめ、様々な媒体での男女共同参画に関する情報発信をお願いしたい。

施策番号50 健康経営の推進（健康づくり課）

- ・出張健康度測定、出張健康講座について、男性のニーズが高いのではないかと推察していたとおり、男性が70%以上とのことであった。やはり性別によって取組に特色を出していく必要があるのだと思う。特性に応じた取組を引き続きお願いしたい。

施策番号51 選挙開票事務における男女平等（市役所）（選挙管理委員会事務局）

- ・選挙開票事務において、女性は早い時間、男性は遅い時間と性別で概ねの時間帯の割り振りを行っている。その理由の1つとして女性の安全面に配慮されていることがよく分かった。ただし、安全面の配慮があるのであれば、女性でも遅い時間に従事できる可能性はあるので検討いただきたい。
- ・女性をなるべく早い時間に帰れるようにするというのは、家事や子育てといった家庭内の役割を担う方への配慮が根底にあると思われるが、仕事と家庭生活の両立を考えると、男性の家事育児参画も重要であり、男性でも家事や育児のために早く帰りたいということがあるのではないか。その点を踏まえて、性別で割り振るのではなく、家庭内の役割といった個人の事情に応じて時間的な配置をしていくことが必要である。選挙事務従事の希望調査をされる際には、男性でも子育て等の家庭の事情で早い時間を希望しても良いこと、女性でも遅くまで従事して良いことを調査先の職員やその上司へ周知し、働きかけをお願いしたい。

（16）女性活躍に理解ある事業所の取組推進

施策番号52 公共調達を通じた女性活躍の推進（契約検査課）

- ・建設工事の入札において男女共同参画推進認定事業所に加点するということが男女共同参画推進の目的に沿っているか疑問である。
- ・女性活躍推進という目的に対して、利益を示して誘導するやり方が望ましいかという疑問はあるかと思うが、女性の活躍が乏しかった建設業界が少しずつ変質しつつあるということも確かである。そういった効果の方を重視し、入札の時だけとすることなく、女性の雇用が継続・拡大していくことがあれば、更に優位になるように評価をするといった様々な工夫ができると思われる。是非これを発展させる方法を考えていただきたい。

施策番号53 沼津市男女共同参画推進事業所の認定拡大（地域自治課）

- ・メリットを示さないと企業は動いてくれないところがあるので、認定に伴うメリットの拡充を考えていただきたい。

- ・ある自治体では、地元の信用金庫、金融機関と協力して、事業所に対するメリットとして融資の際の金利を優遇する事例がある。他にも地域のアクターを巻き込んでメリットを生み出せる可能性はあるので検討いただきたい。
- ・認定のメリットとしてPR 効果を狙ったものも良いのではないか。
- ・BtoB の企業間においては、互いに認定を受けていると協力関係がより緊密になるメリットがあると思う。BtoC として消費者を直接相手にする企業の場合は、また違うメリットがあると思うかもしれない。業種・業態によってニーズが異なると思われるので、企業のあり方に即してきめ細かく考えることが大事である。

施策番号 5 4 院内保育所「きらら」の運営（病院管理課）

- ・3歳年度末で他の保育園に転園となることについて、保育園に4歳児から入れるのは非常にハードルが高い。こども自身も別の保育園の環境に慣れるのは大変である。受け入れ年齢の引き上げについて検討いただきたい。
- ・定員に余裕があるのであれば、病児保育の枠をつくることはできないか。子どもが熱を出してしまったが仕事は休めないというニーズに答えられれば、2人目、3人目の出産につながるのではないか。
- ・現時点の受け入れ実績を見ると、人数的に余裕がある。これを受けて、受け入れ年齢の引き上げや病児保育実施の可能性があるのではないか。院内保育所の活用の仕方について、拡大・発展させ機能を充実させることを検討いただきたい。

(17) 個人の能力が発揮できる雇用施策・労働環境整備の促進

施策番号 5 5 合同就職面接会等の開催による女性の就職・再就職支援（商工振興課）

- ・本取組を通じた就労が男女合わせて年間約 20 人というのは、かなり少ないと感じる。改善していく方法を検討してほしい。

施策番号 5 7 子育て支援分野の再就職支援（こども未来創造課）

- ・県子育て支援員研修を経た再就職の実績を把握する必要があるのではないか。仮に資格を持つ人が復職できていないとしたら非常にもったいない。保育園も人手不足で困っているという状況も聞く。課題を洗い出させるよう、もう一歩踏み込んで取り組めると良い。
- ・子育て支援分野の再就職支援の取組について、次期計画では、取り上げる内容の見直しが必要かもしれない。毎年の評価に耐えられるような成果が出てくる指標・取組に変えていく必要がある。

施策番号 5 8 子育て期に安心して働ける環境整備（こども未来創造課）

- ・病児保育のニーズは高いと思われる。共働き世帯では、こどもの急な発熱等で仕事を休まなければならないとなると、一時的でも預けたいであろうと思う。実施施設の拡大などサービスの充実をお願いしたい。
- ・病児保育について、手続き上の制約があり、事前予約がどうしても必要であることが分かった。数でなんとかカバーできるよう、受入施設を増やす方向で考えていただきたい。
- ・放課後児童クラブの環境整備について、利用者の声を聞いて着実に取り組んでいただいたことが分かった。今後も具体的なニーズを把握して対策を進めていただきたい。
- ・放課後児童クラブの開所時間について、夫婦が共に働き、共に子育てをすることが当たり前の時代になるなかで、18時までというのは、急いで帰宅する必要がある、時短勤務を余儀なくされるなど非常に厳しいと感じる。少しでも長く預かり時間が確保されると安心して働けると思う。開所時間の拡大について、前向きに検討いただきたい。

(18) 男性の働き方と職場風土の改革

施策番号61 男性の働き方と職場風土の改革(市役所)(人事課)

- ・育休の取得が自身の評価・昇進のビハインドになるのではないかと、どのような影響があるか不安があるという人もいると思う。男性側から評価に響くとか仕事に穴をあけられないという声をきく。その点を踏まえて、男女問わず育休を取得することについての評価を見直し、能力・適正について正しく判断いただきたい。
- ・育休の取得期間が短期間にとどまっている問題がある。育休取得が当たり前になるなか、期間を延ばすというのが次の課題であるので対応をお願いしたい。
- ・女性の負担が非常に大きいのは産後である。産後のパパ育休制度は、お子さんや母親の負担を軽減できる制度であるので、取得の勧奨を進めていただきたい。
- ・年次有給休暇を5日以上取得できていない職員に対しては、面談の機会などに個別に取得できない理由を確認するなどケアをされてはどうか。

施策番号62 男性の働き方と職場風土の改革(教育の場)(学校教育課)

- ・学校での働き方改革は大変重要である。教員の採用が減っており、危機感を持って取り組まれていると思う。引き続き取組をお願いしたい

施策番号63 情報化による市民サービス向上と行政経営の効率化(IGT推進課)

- ・情報関係の知識が必須な世の中になっており、女性のデジタル人材育成は社会的要請がある。各所属のIT推進員は、現状では男性が多いということで、市として女性の人材育成の将来的な方向性が気になるところである。
- ・男女問わずといわず、意図的に女性に特化した育成をしていかないと偏りが解消されないだけでなく、人材が枯渇してしまう。将来を見据えた計画的な人材育成の取組を検討することを強くお願いしたい。

【基本的施策8】教育の場における男女共同参画の推進

(19) 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成

施策番号66 PTA活動での男女の偏りない役員登用(生涯学習課)

- ・PTA活動について、共働き世帯では参加が難しい。PTAのあり方を決定する立場にないとのことだが、折をみて活動方法の見直しの働きかけをお願いしたい。

(20) 多様な選択を可能にするキャリア教育の推進

施策番号68 職業講話の実施(地域自治課)

- ・職業講話については、ぜひ全校で実施をお願いしたい。

施策番号69 青少年健全育成事業の実施による児童・生徒の教育支援(生涯学習課)

- ・二十歳の議会について、和装などが負担で女性の参加率が少ない現状があるのであれば、日程を見直すなど実施方法を変えることは考えられないか。
- ・世界と比較して日本は女性の政治参画が非常に遅れており、男女共同参画の重要な課題である。これを解決する取組の1つとして、女性に絞った模擬議会で1日だけ議員を務めてもらい、女性の政治参画を促すといった事例がある。若者、特に女性の政治への関心を高めるため、市議会・市長と連携しながら別途にイベントを企画していただきたい。
- ・青少年に関する取組とは別になるが、高齢者の主張を伝える企画もあるとよい。女性の独居老人の社会参画を促す手がかりになると思う。高齢の女性に対する企画もお願いしたい。

施策番号70 土木分野の職業情報の提供（道路管理課）

- ・職業講話への女性土木職員の派遣について、令和5年度の実績なしとのことだが、確実な実施をお願いしたい。建物や橋を作るのは土木の方しかできないことである。職業講話を通じて土木の仕事の大切さを伝えるとともに、こどもたちが自ずと学校はどうやってできているのか考えれば、土木の方のおかげであって、女性が活躍していることもわかる。理工系の職場で、女性がどのように働けるか伝えることはとても良いことと思う。実施できるように検討を進めていただきたい。
- ・学校への働きかけの際にも、単に選択肢を示すだけでなく、強調したい職業については、積極的に呼んでいただけるよう取り組んでほしい。

【基本的施策9】地域における男女共同参画の推進

（21）地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大

施策番号73 「地域リーダー養成講座」などへの女性の参画支援（地域自治課）

施策番号74 自治会や地域コミュニティにおける多様な意見等の反映（地域自治課）

- ・自治会長の担い手を増やすための人材育成や啓発活動は良いが、既存の自治会、付随する子供会、婦人会というような組織の活動のあり方について、見直すことはできないか。女性でも担えるような環境づくり、活動方法の改善を進めていただきたい。
- ・自治会業務のスリム化には2つの方向性がある。1つは、自治会に対して行政がお願いする業務を減らすことである。自治会の役員をやりたがらないのは、行政からの依頼業務が多すぎるからということがあり、これを減らすことで新しい人も参加しやすくなるという視点である。行政が主体的にできることであり、やらなくてはならない。2つめは自治会が独自で行っている行事や事業を減らすことである。何十年と既存のやり方で継続されている事業が多く、働きながら携わることが難しいという視点である。これを行政が直接的に変えることは難しく、自治会が自ら変わろうとしないと変わっていかない。行政が間接的にできることは、自治会の規約を変えるとか、従来の慣習を見直して業務を減らすことについて働きかけることである。この両方を進めていく必要がある。
- ・自治会自体が変わるための働きかけがどこまでできるか。間接的な取組であり、限界があるかもしれないが、働きかけを続けることで、自治会活動をやりたくても条件が合わない人の参加につながると思う。行政側の役割として引き続きお願いしたい。
- ・女性だけが担う活動について、自治会内の役割として女性部とか女性会があることによって、互いの活動の選択肢が減ってしまうのではないか。また、女性会の活動については、女性でなくてもできる内容であるとか、雑用系の役割が多いと聞いている。その点において、自治会に対して意識改革をお願いしていただきたい。
- ・女性部や婦人会といった既存の女性組織については、自治会全体の意思決定を男性が行い、その決定に従って女性会はいつも雑用係などに固定化され、女性の意思が反映できないという問題がある。男女共同参画の推進として自治会長に女性を増やしていく意義は、この問題を改善する面がある。一方で、女性だけであっても、女性が意思決定する立場にあり、男女共同参画の視点を入れた活動がなされるような新しい組織が立ち上がることは歓迎すべきことである。個々の自治会活動の内容を精査し、どちらのタイプか検証して対応していくことが必要である。従来の自治会や女性会のあり方を、男女共同参画の視点で望ましい方向にどのように変えていけばいいのか、そのような視点での働きかけをお願いしたい。

(22) NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援

施策番号76 社会福祉協議会やボランティア団体との連携（福祉企画課）

- ・男女共同参画の視点で事業を評価していくうえで、基礎データとして性別の比率が必要である。男女の統計を取ることを検討いただきたい。

(23) 男女共同参画社会に向けた地域環境整備

施策番号78 地域住民等と連携した公園整備（緑地公園課）

- ・公園の維持管理に関連して、こどもにとって、トイレがきれいな公園や時計のある公園は重宝されると思う。薄暗いトイレだとこどもは利用しにくい。また、こどもも時間を見ながら行動するので、時計があると大変ありがたい。
- ・男女共同参画の視点では、こどもや女性の安全への配慮、性犯罪防止の観点は大事になってくる。そのあたりを意識して取り組んでいただきたい。

施策番号79 公共施設の最適化（資産活用課）

- ・市の各施設が子育て環境に最適化しているかどうかという視点で、取組を検討していただきたい。

(24) 男女のニーズを捉えた防災対策の推進

施策番号80 災害時要援護者避難支援計画の周知及び要援護者への支援（福祉企画課）

- ・地域の中に支援を要する人がどれくらいいるのか、事前に共有し、避難所運営に役立てるために必要な情報である。一方でプライバシーの問題があり、登録を希望されない方もいるが、発災したときには、登録の有無に関わらず支援が必要になる。行政としても、色々な方法でこれをカバーしていきたいということで苦慮されながらも、最終的に漏れのないように取り組まれていると思う。引き続きお願いしたい。

施策番号82 女性消防団員の活動の充実（危機管理課）

- ・最前線での消防活動は力仕事であるから男性でないと難しいという思い込みがないか、男性団員、女性団員ともに自主規制していないか懸念がある。やる気があってやれる人であれば、性別に関係なく女性でも男性と同内容の活動ができるという情報を団員にアピールすることも大事である。そのような情報の周知をお願いする。

【基本的施策10】国際協調に基づく男女共同参画の推進

(26) 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進

施策番号84 「国際交流フェア」の実施（地域自治課）

- ・諸外国では、日本とは異なる男女の格差や性別分業の固定化で、特に若い女性が様々な人権問題を抱えている。そのような諸外国の社会の実情について、日本の社会を知っていただきながら、文化交流が広がると良い。国際交流フェアがそのような機会となるよう市からの意識的な働きかけをお願いしたい。

(参考資料) 4つの主要領域の主な取組

(1) 家庭

家庭に対する施策として、男性の積極的な家庭参画を促すための意識啓発及び学習機会の提供を行うことを目的に、家事シェア・働き方改革推進セミナーを開催した。

令和5年度 家事シェア・働き方改革推進セミナー

「～男の家事が社会を救う～ 笑って考えよう！家庭のこと、仕事のこと、未来のこと」

(2) 職場

職場に対する施策として、男女共同参画の推進に理解と意欲があり、男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組む市内事業所を「沼津市男女共同参画推進事業所」として認定し、その取組を広く周知する男女共同参画推進事業所認定制度を推進した。

令和5年度 5事業所認定 令和5年度末までに累計108事業所

(3) 教育

教育に対する施策として、市立小中学校において、児童・生徒が性別にとらわれることなく主体的に進路を選び、職業を選択する力を育てることにより、男女の平等意識や人権尊重の大切さを学ぶことを目的に、職業講話を実施した。

令和5年度 小学校6校366人 中学校6校552人 計918人受講

(4) 地域

地域に対する施策として、地域住民が地域活動において主体的に男女共同参画に取り組めるよう、意識啓発のための研修や、男女共同参画の視点を取り入れた防災をテーマに実践活動の講座を行った。

令和5年度 地域づくり講座 金岡地区コミュニティ（座学・グループワーク4回実施）
フォローアップ講座 片浜地区コミュニティ（座学・避難所運営訓練2回実施）